

主な論点【行政訴訟の目的・行政の適法性を確保するための訴訟】

1 行政訴訟の目的規定の新設

行政訴訟の目的を明確にする観点から、行政による国民の権利利益の侵害の救済と行政の適法性の確保を目的とすることを明らかにする規定を設けるべきである、との考え方があるかどうか。

この考え方に対しては、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 行政訴訟の目的は基本的に権利侵害の救済にあり、適法性の確保は行政訴訟の独自の目的ではなく、法に定められた権利の侵害を救済することを通じて適法性が確保されているとの指摘

イ 権利侵害の救済を目的とする行政訴訟と適法性の確保を目的とする行政訴訟（客観訴訟）を分けて考えるべきであるとの指摘

2 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設

国の公金の支出に対し、訴訟による行政の適法性の確保の機能を拡充する観点から、たとえば、公金の支出に違法があると思われるときに国民が会計検査院に対し公金検査の請求をして会計検査院の判断に不服があれば国民が訴訟で争うなど、国の公金の違法支出に関する納税者訴訟の制度を創設すべきである、との考え方があるかどうか。

この考え方に対しては、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 会計検査院の憲法上の位置づけを検討する必要があるとの指摘

イ 会計検査院と裁判所の役割分担を検討する必要があるとの指摘